

工場・事業場に対する
騒音・振動の規制について
神戸市環境局

令和6年7月

工場・事業場から発生する騒音及び振動を規制するため、国では昭和43年に**騒音規制法**を、昭和51年に**振動規制法**をそれぞれ制定し、また兵庫県では平成7年に**環境の保全と創造に関する条例**を制定しています。

騒音規制法及び**振動規制法**による規制は、騒音と振動ではその影響等特性が類似し、また発生源が同一であることが多い等の理由から、ほぼ同様のしくみになっています。まず、騒音・振動を規制する必要のある地域（**指定地域**）を指定し、指定地域内において著しい騒音・振動を発生させる施設（**特定施設**）を設置する工場・事業場（**特定工場等**）に対し、特定施設の設置・変更等各種の**届出**及び**規制基準の遵守**を義務づけています。規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境を損なうときは、**計画変更勧告**または**改善勧告**の対象となり、それに従わない場合はさらに**改善命令**を行う仕組みになっています。また、**環境の保全と創造に関する条例**による規制も、これらの法律とほぼ同様の仕組みになっています。

このように、工場・事業場から発生する騒音・振動による公害は法律や条例に基づき規制されていますが、規制の強化だけではその解決は困難です。神戸市を快適で住みよい街とするために、騒音・振動発生施設の適正管理、防音・防振対策の技術導入など、工場・事業場関係者のより積極的な取り組みが望まれています。

騒 音

騒音規制法による規制（昭和43年6月10日，法律第98号）

1. 指定地域（平成25年3月29日，神戸市告示第819号）

騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として，騒音規制法に基づき神戸市長が指定した地域を**指定地域**といいます。神戸市では，**臨海部の工業専用地域及び臨港地区並びに中央区神戸空港を除いた地域が指定地域**となっています（**内陸部の工業専用地域は指定地域としていません**）。この指定地域は4つの区域に区分されており，都市計画法における用途地域との関係は，概ね次のとおりです。

区 域	都 市 計 画 法 に お け る 用 途 地 域
第1種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，田園住居地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域， 北区・西区における第1種区域と接する準工業地域のうち，接する部分から50m以内
第3種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域， 北区・西区における第1種区域又は第2種区域（第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域に限る）と接する工業地域のうち，接する部分から50m以内
第4種区域	工業地域，工業専用地域（内陸部に限る）

用途地域及び臨港地区の図面については、「神戸市情報マップ」ホームページ上で確認できます

2. 特定施設（昭和43年11月27日，政令第324号）

工場又は事業場に設置される施設のうち，著しい騒音を発生するものであって次に掲げる施設を**特定施設**といいます。これらの施設を設置する工場又は事業場を**特定工場等**といい，規制の対象としています。

1	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
		ロ. 製管機械	すべてのもの
		ハ. ベンディングマシン	ロール式のもので原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		ニ. 液圧プレス	すべてのもの（矯正プレスを除く）
		ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
		ヘ. せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		ト. 鍛造機	すべてのもの
		チ. ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
		リ. プラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く
		ヌ. タンブラー	すべてのもの
	ル. 切断機	といしを用いるものに限る	
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの（空気圧縮機は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く）
3	土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織 機		原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く)	混練容量が0.45m ³ 以上のもの
		ロ. アスファルトプラント	混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る）		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	すべてのもの
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		ハ. 碎木機	すべてのもの
		ニ. 帯のご盤	製材用は原動機の定格出力15kW以上，木工用は2.25kW以上のもの
		ホ. 丸のご盤	製材用は原動機の定格出力15kW以上，木工用は2.25kW以上のもの
	ヘ. かなな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
8	抄紙機		すべてのもの
9	印刷機械		原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
11	鋳造型機		ジョルト式のもの

3. 届 出 (法第6, 7, 8, 10, 11条)

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。(詳しくは、届出要領P.8~9を参照してください。)

4. 規制基準 (昭和61年3月25日、神戸市告示第253号)

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。(単位:デシベル(dB))

区 域 \ 時 間	昼 間		朝		夕		夜 間	
	午前8時 ～ 午後6時	午前6時 ～ 午前8時	午後6時 ～ 午後10時	午後10時 ～ 午前6時				
第1種区域	50	45	45	40				
第2種区域	60	50	50	45				
第3種区域	65	60	60	50				
第4種区域	70	70	70	60				

<備考> 第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内の規制基準は、この表から5dB減じた値とする。

5. 勧告及び命令 (法第9, 12条)

(1) 計画変更勧告

特定施設の設置又は変更の届出に関し、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、その届出が受理された日から30日以内に限り、届出者に対して計画を変更すべきことを勧告することがあります。

(2) 改善勧告

特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境がそこなわれていると認められるときは、特定工場等を設置しているものに対して騒音の防止方法等を改善すべきことを勧告することがあります。

(3) 改善命令

計画変更勧告に従わずに特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

6. 報告及び検査 (法第20条)

(1) 報告の徴収

特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

(2) 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査を行なうことがあります。

7. 罰 則 (法第29~33条)

届出を怠ったとき、改善命令に従わないとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

8. 電気・ガス工作物の取り扱い (法第21条)

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に規定する建設物等である特定施設については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定が適用されるため、特定施設の設置・変更等の各種届出、計画変更に関する勧告・命令の規定は適用されません。なお、敷地境界での規制基準は遵守しなければなりません。

環境の保全と創造に関する条例による規制（騒音関係）（平成7年7月18日，兵庫県条例第28号）

1. 指定地域（平成8年3月29日，県告示第542号）

県条例に基づき県知事が定めた地域です。神戸市では，騒音規制法による指定地域（P.3参照）と同じです。

2. 特定施設等（施行規則第9条，別表第6）

工場・事業場に設置される施設又は工場・事業場で行われる作業のうち，著しく騒音を発生する施設又は作業であって次に掲げる施設又は作業を特定施設等といい，規制の対象としています。

1	圧延機械	動力が22.5kW以上のもの	25	合成樹脂射出成型機	すべてのもの
2	製管機械	すべてのもの	26	鋳造型機	すべてのもの
3	バンディングマシン	動力が3.75kW以上のもの	27	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	出力が3.75kW以上のもの
4	液圧プレス	すべてのもの（矯正プレスを除く）			
5	機械プレス	呼び加圧能力30ト以上のもの	28	工業用マシン	同一建物に10台以上設置するもの
6	せん断機	動力が3.75kW以上のもの	29	ニューマチックハンマー	すべてのもの
7	鍛造機	すべてのもの	30	コンクリート管， コンクリート柱又は コンクリートブロックの 製造機	すべてのもの
8	リヤフォークマシン	すべてのもの			
9	ブラスト	すべてのもの			
10	タンブラー	すべてのもの	31	金属用打抜機	動力が2.25kW以上のもの
11	圧縮機	動力が7.5kW以上のもの	32	グラインダー	サンダー及び切断機を含み工具用 研磨機を除く
12	送風機	動力が3.75kW以上のもの			
13	破碎機又は摩砕機	すべてのもの（土石用若しくは 鉱物用のもの又は食料品，飼料 若しくは肥料の製造の用に供す ものにあつては，動力が 7.5kW以上のもの）	33	工業用ミキサー	すべてのもの
			34	ロール機	破碎機及び摩砕機を除く
			35	重油バーナー	重油使用量15リットル/時以上のもの
14	ふるい又は分級機	動力が7.5kW以上のもの	36	ゴム，皮又は合成樹脂の 打抜機又は裁断機	すべてのもの
15	織機	原動機を用いるもの			
16	コンクリートプラント	すべてのもの	37	スチームクリーナー	すべてのもの
17	アスファルトプラント	すべてのもの	38	金属工作機械	同一建物に5台以上設置するもの
18	ドラムバーカー	すべてのもの	39	石材引割機	すべてのもの
19	チップパー	すべてのもの	40	ドラム缶洗浄機	すべてのもの
			41	風力発電施設	出力が20kW以上のもの
20	碎木機	すべてのもの	42	板金又は製缶の作業	厚さ0.5mm以上の金属板の加工
21	動力のこぎり機	動力が0.75kW以上のもの	43	鉄骨又は橋りょうの組立 作業	すべてのもの
22	動力かんな盤	動力が0.75kW以上のもの	44	建設材料置場における 運搬作業（動力を用いる 機械を使用するもの）	土砂石の材料置場であつて， 1ヵ月以上使用するもの
23	抄紙機	すべてのもの			
24	印刷機械	原動機を用いるもの			

3. 届 出 (条例第43, 44, 47条)

特定施設等を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。(詳しくは、届出要領P.8~11を参照してください。)

なお、騒音規制法の対象となる特定施設を有する場合は、条例に基づく届出の必要はありません。

4. 規制基準 (平成8年3月29日、県告示第542号)

騒音規制法による基準(P.3参照)と同じです。

なお、条例では、工業専用地域又は臨港地区のうち、第2種区域、第3種区域または第4種区域から100mの区域内については、第4種区域の規制基準が適用されます。

5. 勧告及び命令 (条例第45, 48, 50条)

(1) 計画変更勧告及び命令

特定施設等の設置又は変更の届出による内容が規制基準に適合しないと認められるときは、その届出が受理された日から30日以内に限り、届出者に対して計画の変更又は廃止を勧告し又は命ずることがあります。

(2) 改善命令・一時停止命令

特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認められるときは、改善又は一時停止を命ずることがあります。

6. 報告及び検査

(1) 報告の徴収 (条例第151条)

特定施設等の状況等について報告を求めることがあります。

(2) 立入検査 (条例第152条)

特定施設その他の物件について立入検査を行なうことがあります。

7. 罰 則 (条例第160~161, 163~166条)

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

《トピックス》

騒音・振動の測定値を規制基準と比較する場合、測定値の最大値(ピーク値)を用いると考えがちですが、法令に定められた方法では必ずしもそうではありません。法令に定められた測定方法等を以下に示しますので、ご参照ください。なお、測定値を他人に証明しようとする場合、環境計量証明事業所による測定を実施する必要があります。

1. 騒 音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)(抜粋)は次のとおりです。

測定方法: 日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法による

騒音の大きさの決定方法:

- (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

2. 振 動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月、環境庁告示第90号)(抜粋)は次のとおりです。

測定方法: 振動ピックアップの設置場所は、(イ)緩衝物がなく、十分踏み固め等の行なわれている堅い場所、(ロ)傾斜、おとつがない水平面を確保できる場所、(ハ)温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所とすること。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の指示値の差が10dB未満の場合は補正を行うものとする。

振動レベルの決定方法:

- (一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

振 動

振動規制法による規制 (昭和51年6月10日, 法律第64号)

1. 指定地域 (平成25年3月29日, 神戸市告示第818号)

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき神戸市長が指定した地域を**指定地域**といいます。神戸市では、**工業専用地域及び臨港地区並びに中央区神戸空港を除いた地域が指定地域**となっています。この指定地域は2つの区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係は、次のとおりです。

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 田園住居地域, 市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域

用途地域及び臨港地区の図面については、「神戸市情報マップ」ホームページ上で確認できます

2. 特定施設 (昭和51年10月22日, 政令第280号)

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生させるものであって次に掲げる施設を**特定施設**といいます。これらの特定施設を設置する工場又は事業場を**特定工場等**といい、規制の対象としています。

1	金属加工機械	イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く)	すべてのもの
		ロ. 機械プレス	すべてのもの
		ハ. せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
		ニ. 鍛造機	すべてのもの
		ホ. ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機 (冷凍機用を除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの (一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	
	コンクリート管製造機械, コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	
6	木材加工機械	イ. ドラムパーカー	すべてのもの
		ハ. チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンジャーロール機以外のもの)	原動機の定格出力が30kW以上のもの	
9	合成樹脂射出成形機	すべてのもの	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの	

3. 届 出 (法第6, 7, 8, 10, 11条)

指定地域において特定施設を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。(詳しくは、届出要領P.8~12を参照してください)

4. 規制基準 (昭和61年3月25日, 神戸市告示第257号)

指定地域内において特定工場等を設置している者は、その特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。(単位: デシベル (dB))

時間 区域	昼 間	夜 間
	(午前8時~午後7時)	(午後7時~午前8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

〈備考〉 学校, 保育所, 病院, 患者を入院させる施設を有する診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内における規制基準は、この表から5dB減じた値になります。

5. 勧告及び命令 (法第9, 12条)

騒音規制法と同様です。(P.3を参照してください)

6. 報告及び検査 (法第17条)

騒音規制法と同様です。(P.3を参照してください)

7. 罰 則 (法第24~28条)

騒音規制法と同様です。(P.3を参照してください)

8. 電気・ガス工作物の取扱い (法第18条)

騒音規制法と同様です。(P.3を参照してください)

環境の保全と創造に関する条例による規制（振動関係）（平成7年7月18日，兵庫県条例第28号）

1. 指定地域（平成8年3月29日，県告示第542号）

県条例に基づく規制基準が適用される区域として県知事が定めた地域です。神戸市では，振動規制法による指定地域（P. 7参照）と同じです。

2. 特定施設（施行規則第9条，別表第7）

工場又は事業場に設置される施設のうち，著しく振動を発生する施設であつて次に掲げる施設を特定施設といい，規制の対象としています。

1	金属加工機械	液圧プレス（矯正プレスを除く）	すべてのもの
		機械プレス	すべてのもの
		せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のもの
		鍛造機	すべてのもの
		ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
		打抜機	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
		製管機械	すべてのもの
		圧延機械	原動機の定格出力が22.5kW以上のもの
2	圧縮機（冷凍機用を除く）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
3	土石又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン（コンクリートブロックの製造機械を含む），コンクリート管製造機械，コンクリート柱製造機械	すべてのもの	
6	木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
		チップパー	すべてのもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が30kW以上のもの	
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
10	鋳型造型機	ジョルト式のもの	

3. 届出（条例第43，44，47条）

指定地域内において特定施設等を設置し，又は変更等をしようとする者は，所定の届出をしなければなりません。（詳しくは，届出要領P.8～12を参照してください）

なお，振動規制法の対象となる特定施設を有する場合は，条例に基づく届出の必要はありません。

4. 規制基準（平成8年3月29日，県告示第542号）

振動規制法と同様です。（P. 6を参照してください）

5. 勧告及び命令

県条例（騒音）と同様です。（P. 5を参照してください）

6. 報告及び検査

県条例（騒音）と同様です。（P. 5を参照してください）

7. 罰則

県条例（騒音）と同様です。（P. 5を参照してください）

《測定方法等については，P. 5を参照してください》

届 出

1. 届出の種類

番号	種類	内 容	騒音規制法
1	新規	指定地域内において工場又は事業場に特定施設（作業を含む，以下同じ）を設置しようとする場合	特定施設設置届 第6条(様式第1)*
2	設置 使用	1つの地域が指定地域となった際，現にその地域において工場又は事業場に特定施設を設置している場合	特定施設使用届 第7条(様式第2)
		1つの施設が特定施設となった際，現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合(工事中のものを含む)	
3	変 更 数 等	特定施設の種類ごとの数を変更する場合	特定施設の種類ごとの数変更届 第8条(様式第3) (注-1)
		特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 特定施設の使用の方法を変更する場合	—
4	防 止 方 法	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届 第8条(様式第4) (注-4)
5	氏 名 等	届出を行った者の氏名，住所並びに法人にあつては代表者の氏名，工場・事業場の名称，所在地等の変更があった場合 (注-6)	氏名等の変更届 第10条(様式第6)
6	廃 止	特定工場等に設置する特定施設のすべてを廃止した場合	特定施設使用全廃届 第10条(様式第7)
7	承 継	届出を行なった者からの譲り受け，借り受け，相続，合併等によって届出に係る特定施設を承継した場合	承継届 第11条(様式第8)

(注-1) 特定施設の種類ごとの数を減少する場合，又はその施設に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合は，届出の必要はありません。

(注-2) 騒音に係る施設については，当該届出がなされている種類ごとの総数を超えない範囲内であつて，種類ごとの能力が同等以下であるものを新たに設置（更新）する場合は，届出の必要がありません。

(注-3) 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合，又は使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は，届出の必要はありません。

* ここにあげる届出の様式の番号は，それぞれ騒音規制法，振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく様式の番号です。

要 領

振動規制法	環境の保全と創造に関する条例	届出期限	添付書類
特定施設設置届出 第6条(様式第1)	特定施設等設置届 ** (騒音関係) 特定施設等設置届 ** (振動関係) 第43条 (様式第8号) (注-2)	設置工事開始の 30日前まで	設置・変更に係る届出では、次の①～⑥の書類を併せて添付してください。 ① 騒音・振動の防止方法を記載した書面及び図面 ・防止方法の文書は簡条書きで。 ・また、その防止方法の内容を図面で示すこと。 ② 付近の見取り図 ・周辺の住宅、病院等の立地状況がわかること。 ③ 建物の配置図及び構造図 ・配置図には、敷地境界、縮尺を示すこと。 ・建物・基礎等を防音・防振仕様になっている場合は、その構造図を添付すること。 ④ 特定施設の配置図、構造図及び仕様書 ・特定施設、建物及び敷地境界等の位置関係を示すこと。 ・ダクトに接続された送風機では、ダクトの開口位置を示すこと。 ・仕様書では、騒音振動のメーカー値、能力等が記載されていること。 ⑤ 敷地境界線における騒音・振動値の予測計算書とその根拠資料 ⑥ 上記以外に添付をお願いした書類
特定施設使用届 第7条(様式第2)		指定地域となった日 又は 特定施設となった日から 30日以内	
—		変更に係る 工事開始の 30日前まで	
特定施設の種類及び能力ごとの数・使用方法変更届 第8条(様式第3) (注-3)	—		
振動の防止の方法変更届 第8条(様式第4) (注-4)	特定施設等変更届 第44条(様式第9号) (注-5)		
氏名等の変更届 第10条(様式第6)	氏名等変更届 第47条(様式第5号)	変更があった日から 30日以内	
特定施設使用全廃届 第10条(様式第7)	使用等廃止届 (騒音関係) 使用等廃止届 (振動関係) 第47条(様式第6号)	廃止した日から 30日以内	
承継届 第11条(様式第8)	承継届 第43条(様式第7号)	承継があった日から 30日以内	

(注-4) 防止方法を変更することにより騒音又は振動が増加しない場合は、届出の必要はありません。

(注-5) 特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更であって、その能力の変更を伴わない場合、又は騒音及び振動の増加を伴わない場合は届出の必要はありません。

(注-6) この場合、工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1(設置)及び6(廃止)による届出が必要となります。

** 条例に基づく特定施設等設置届の届出は、条例が対象としている特定施設のみを設置し、又は使用している場合に限られます(法対象施設を有する場合は、条例に基づく届出の必要はありません)。

2. 届出対象施設一覧表

特定施設等	騒音				振動			
	騒音規制法		兵庫県条例		振動規制法		兵庫県条例	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
1 圧延機械	1-イ	・原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの	1	・動力が22.5kW以上のもの	—		1	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの
2 製管機械	1-ロ	・すべてのもの	2	・すべてのもの	—		1	・すべてのもの
3 ベンディングマシン	1-ハ	・ロール式に限る ・原動機の定格出力の合計が3.75kW以上のもの	3	・動力が3.75kW以上のもの	—		—	
4 液圧プレス	1-ニ	・すべてのもの (矯正プレスを除く)	4	・すべてのもの (矯正プレスを除く)	1-イ	・すべてのもの (矯正プレスを除く)	1	・すべてのもの (矯正プレスを除く)
5 機械プレス	1-ホ	・呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	5	・呼び加圧能力が30トン(=294ニュートン)以上のもの	1-ロ	・すべてのもの	1	・すべてのもの
6 せん断機	1-ヘ	・原動機の定格出力の合計が3.75kW以上のもの	6	・動力が3.75kW以上のもの	1-ハ	・原動機の定格出力が1kW以上のもの	1	・原動機の定格出力が1kW以上のもの
7 鍛造機	1-ト	・すべてのもの	7	・すべてのもの	1-ニ	・すべてのもの	1	・すべてのもの
8 ワイヤフォーミングマシン	1-チ	・すべてのもの	8	・すべてのもの	1-ホ	・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	1	・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
9 プラスト	1-リ	・タブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	9	・すべてのもの	—		—	
10 タンブラー	1-ヌ	・すべてのもの	10	・すべてのもの	—		—	
11 切断機	1-ル	・といしを用いるものに限る	—		—		—	
12 打抜機	—		31	・金属用 ・動力が2.25kW以上のもの	—		1	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
13 圧縮機	2	・空気圧縮機に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	11	・動力が7.5kW以上のもの (空調用室外機を含む)	2	・冷凍機用を除く ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	2	・冷凍機用を除く ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
14 送風機	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	12	・動力が3.75kW以上のもの	—		—	
15 破碎機又は摩砕機	3	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	13	・すべてのもの(土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものは動力が7.5kW以上のもの)	3	・土石用又は鉱物用 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	・土石用又は鉱物用 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
16 ふるい又は分級機	3	・土石用又は鉱物用に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	14	・動力が7.5kW以上のもの	3	・土石用又は鉱物用 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	・土石用又は鉱物用 ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
17 織機	4	・原動機を用いるもの	15	・原動機を用いるもの	4	・原動機を用いるもの	4	・原動機を用いるもの
18 コンクリートプラント	5-イ	・建設用資材製造機械に限る ・気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	16	・すべてのもの	—		—	
19 アスファルトプラント	5-ロ	・建設用資材製造機械に限る ・混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	・すべてのもの	—		—	
20 ロール機	6	・穀物用製粉機に限る ・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	34	・粉砕機及び摩擦機を除く	8	・ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 ・カレンダーロール機を除く ・原動機の定格出力が30kW以上のもの	8	・ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 ・カレンダーロール機を除く ・原動機の定格出力が30kW以上のもの

特定施設等	騒音				振動				
	騒音規制法		兵庫県条例		振動規制法		兵庫県条例		
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	
21	ドラムパーカー	7-イ	・すべてのもの	18	・すべてのもの	6-イ	木材加工機械 ・すべてのもの	6	木材加工機械 ・すべてのもの
22	チップパー	7-ロ	・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	19	・すべてのもの	6-ロ	木材加工機械 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	6	木材加工機械 ・すべてのもの
23	碎木機	7-ハ	・すべてのもの	20	・すべてのもの	—	—	—	—
24	帯のご盤	7-ニ	木材加工機械 ・製材用のものは原動機の定格出力15kW以上のもの ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	—	—	—	—	—
25	丸のご盤	7-ホ		・製材用のものは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のものは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	—	—	—	—	—
26	動力のこぎり機	—		—	21	・動力が0.75kW以上のもの	—	—	—
27	かんな盤	7-ヘ		・原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	22	・動力が0.75kW以上のもの	—	—	—
28	抄紙機	8	・すべてのもの	23	・すべてのもの	—	—	—	—
29	印刷機械	9	・原動機を用いるもの	24	・原動機を用いるもの	7	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
30	合成樹脂用射出成形機	10	・すべてのもの	25	・すべてのもの	9	・すべてのもの	9	・すべてのもの
31	鋳造型機	11	・ジョルト式のものに限る	26	・すべてのもの	10	・ジョルト式のものに限る	10	・ジョルト式のものに限る
32	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—	—	27	・出力が3.75kW以上のもの(注)	—	—	—	—
33	工業用ミシン	—	—	28	・同一建物に10台以上設置するもの	—	—	—	—
34	ニューマチックハンマー	—	—	29	・すべてのもの	—	—	—	—
35	コンクリートブロックマシン	※ 5-イ(コンクリートプラント)に含まれる [混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの]	—	30	・すべてのもの	5	・原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5	・すべてのもの
36	コンクリート管製造機械		—	30	・すべてのもの	5	・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	・すべてのもの
37	コンクリート柱製造機械		—	30	・すべてのもの	5	・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	・すべてのもの
38	グラインダー	—	—	32	・サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除く	—	—	—	—
39	工業用ミキサー	—	—	33	・すべてのもの	—	—	—	—
40	重油パーナー	—	—	35	・重油使用量が1時間当たり15リットル以上のもの	—	—	—	—
41	ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	—	—	36	・すべてのもの	—	—	—	—
42	スチームクリーナー	—	—	37	・すべてのもの	—	—	—	—
43	金属工作機械	—	—	38	・同一建物内に5台以上設置するもの	—	—	—	—
44	石材引割機	—	—	39	・すべてのもの	—	—	—	—
45	ドラム缶洗浄機	—	—	40	・すべてのもの	—	—	—	—
46	風力発電施設	—	—	41	・出力20kW以上のもの	—	—	—	—
47	板金又は製缶の作業	—	—	42	・厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの	—	—	—	—
48	鉄骨又は橋りょうの組立作業	—	—	43	・すべてのもの	—	—	—	—
49	建設材料置場における運搬作業	—	—	44	・動力を用いる機械を使用する作業に限る ・土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの	—	—	—	—

(注) 常用・非常用の別を問わず、電気事業法に基づく手続きとは別に神戸市への届出が必要です。

3. 電子申請・届出システム

神戸市スマート申請システム『e-KOBE』による届出のオンライン申請をお願いします。
申請は下記 URL、QR コード先のページよりお願いします。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/
todokede/kankyokyoku/souon/souon.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/souon/souon.html)



4. その他（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

特定施設のうち、一定規模以上の機械プレス、鍛造機及び液圧プレスを有する工場では、
「公害防止管理者」等の届出が必要です。

詳細は下記 URL、QR コード先のページをご確認願います。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/
kankyokyoku/kougaibousikanrisya/kougaibousikanrisya.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kankyokyoku/kougaibousikanrisya/kougaibousikanrisya.html)

